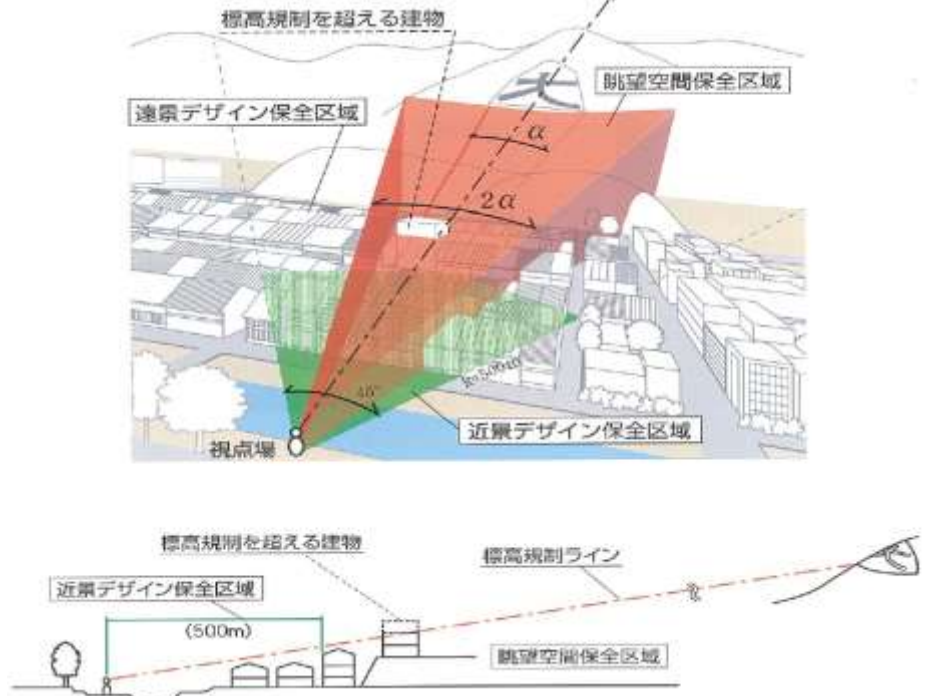


# 「近景デザイン保全区域」について

## (1) 眺望景観創生条例の概要

- 平成19年9月から京都の優れた眺望景観や借景の保全、創出を図るため、標高による規制手法も導入した「京都市眺望景観創生条例」を制定した。
- 「時を超え光輝く京都の景観づくり審議会」において選定された38箇所の優れた眺望景観や借景の保全、創出を図っている。

## (2) 視点場、視対象等の定義、眺望景観保全地域の概要



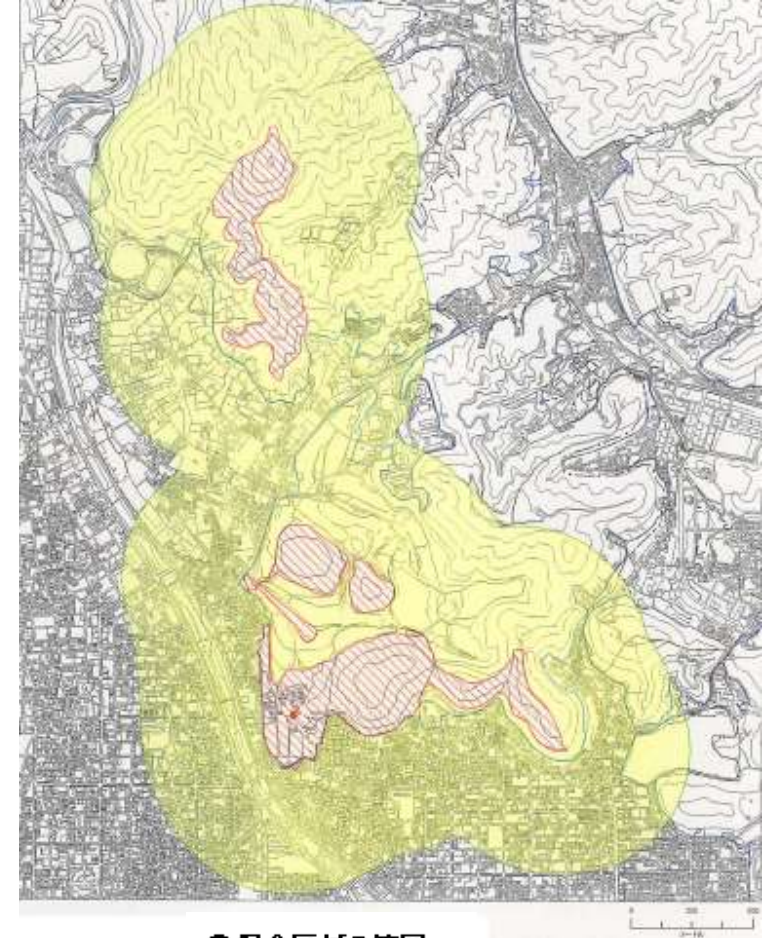
眺望景観保全地域	概要
眺望空間保全区域	視点場から視対象への眺望を遮らないように建築物等の最高部が超えてはならない標高を定める区域
近景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう形態・意匠について基準を定める区域 <b>寺社に係る指定(19箇所)+今回の追加指定</b>
遠景デザイン保全区域	視点場から視認することができる建築物等が、優れた眺望景観を阻害しないよう外壁、屋根等の色彩について基準を定める区域 (近景デザイン保全区域を除く。)

## (3) 8つの眺めの種類、寺社に係る現在の「近景デザイン保全区域」の指定状況 (19箇所)

境内の眺め	庭園からの眺め
 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)上賀茂神社</li> <li>(2)下鴨神社</li> <li>(3)東寺</li> <li>(4)清水寺</li> <li>(5)醍醐寺</li> <li>(6)仁和寺</li> <li>(7)高山寺</li> <li>(8)西芳寺</li> <li>(9)天龍寺</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>(10)金閣寺</li> <li>(11)銀閣寺</li> <li>(12)龍安寺</li> <li>(13)本願寺</li> <li>(14)二条城</li> <li>(15)京都御苑</li> <li>(16)修学院離宮</li> <li>(17)桂離宮</li> <li>(18)円通寺</li> <li>(19)渉成園</li> </ul>
通りの眺め	水辺の眺め
山並みへの眺め	「しるし」への眺め
見晴らしの眺め	見下ろしの眺め

## (4) 現在指定されている「近景デザイン保全区域」の範囲及び基準 (例)

### 賀茂別雷神社 (上賀茂神社)



**【凡例】**

- 視点場 (●写真撮影場所)
- 近景デザイン保全区域

**●保全区域の範囲**

視点場	世界遺産の登録資産のうち、図に示す範囲
近景デザイン保全区域	視点場の範囲の境界線からの水平距離が500メートル以内の範囲

**●保全区域の基準**

近景デザイン保全区域	1 建築物等は、賀茂別雷神社境内の歴史的建造物、樹木等及びそれらの背景にある空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならない。	
	2 建築物等は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根                             <ul style="list-style-type: none"> <li>特定勾配屋根とすること。</li> <li>形状は、切妻、寄棟又は入母屋とすること。</li> <li>日本瓦又は銅板で葺かれていること。</li> </ul> </li> <li>塔屋を設けないこと。</li> <li>建築物等の各部分は、境内の歴史的建造物等の良好な眺めを阻害しないものとする。</li> </ul>
	色彩	建築物等の外壁、屋根等の色彩は、禁止色を用いないこととし、境内の歴史的建造物や樹木等との調和に配慮したものとする。
その他	良好な境内の眺めの保全に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。	



細殿と立砂を眺める